

昭 和 4 2 年 4 月 5 日

長 崎 県 警 察 本 部 訓 令 第 7 号

最終改正 令和 7 年 4 月 25 日 長 崎 県 警 察 本 部 訓 令 第 13 号

警察職員の日額旅費及び旅費の調整に関する訓令

(通則)

第 1 条 職員の旅費に関する条例(昭和29年長崎県条例第47号。以下「旅費条例」という。)
第26条の規定による日額旅費の支給及び同条例第32条による旅費の調整に関しては、この訓令の定めるところによる。

(日額旅費)

第 2 条 旅費条例第26条に規定する日額旅費は、船員たる職員がその職務のため、活動区域を旅行した場合に、日額旅費支給規程(昭和29年長崎県訓令第26号)別表に規定する日額旅費を支給する。

2 1日の旅行において、前項に定める旅行と他の用務で旅行したときは、日額旅費を支給する。

第 3 条 日額旅費の支給を受ける者の旅行命令は、その旅行用務、内容にかかわらず、同一人に関する限り1月分をまとめ、旅行命令を発することができる。また、旅費の請求についても、同様とする。

(鉄道賃)

第 4 条 職員が犯罪捜査その他緊急の用務で旅行する場合において、旅行命令権者が旅費条例第16条に規定する鉄道賃によることが公務上重大な支障を来すおそれがあると認めたときは、現に利用した鉄道賃を支給することができる。

附 則

この訓令は、昭和42年4月5日から施行し、昭和42年4月1日から出発する旅行から適用する。

附 則 (平成18年長崎県警察本部訓令第32号)

この訓令は、平成18年6月1日から施行し、施行日以後に出発する旅行から適用する。

附 則 (令和7年長崎県警察本部訓令第13号)

この訓令は、令和7年4月25日から施行し、令和7年4月1日以後に出発する旅行から適用する。